3　周辺農場の検査

適用農場を中心とした半径５キロメートル以内の区域にある農場について、１の⑴の抗体の確認後、原則として24時間以内に、遺伝子検査及び血清抗体検査を行う。

4　清浄性の確認のための検査

⑴　適用農場においては、家畜防疫員が標識を付したモニター家きんを、全ての家きん舎を対象に、１家きん舎当たり30羽以上配置する。この際、家きん舎内での偏りがないよう配置する。

⑵　都道府県は、モニター家きんを配置した日から14日後及び28日後に、適用農場における全ての家きん舎に立ち入り、モニター家きんを対象とした臨床検査、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を行う。

5　家きんの再導入

適用農場において飼養されている全ての家きんが処理された場合における家きんの再導入は、次の要件のいずれにも該当している場合に行うことができる。

⑴　適用農場の全ての家きん舎において、モニター家きんを対象とする４の⑵の検査により全て陰性を確認していること。

⑵　再導入しようとする家きん舎の床、壁、天井等のウイルス分離検査を行い、陰性を確認すること。

6　疫学調査

⑴　調査の実施方法

都道府県は、農場監視プログラムの適用の開始後、１の⑴の抗体の確認日から少なくとも180日間遡った期間を対象として、適用農場における家きん、人（獣医師、農場指導員、キャッチャー等家きんに接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（家きん運搬車両、集卵車両、飼料運搬車両、死亡鳥回収車両、排せつ物及び堆肥運搬車両等）の出入りに関する疫学情報を収集する。

⑵　検査

都道府県は、⑴の調査の結果、適用農場と疫学的関連があると確認された農場を対象に、家きんの臨床検査を行うとともに、１家きん舎当たり10羽以上を対象にウイルス分離検査及び血清抗体検査を行う。

第16　発生の原因究明

1　農林水産省及び都道府県は、本病の発生の確認後直ちに、発生農場における、家きん、人（家きんの所有者、従業員、獣医師、農場指導員、キャッチャー等家きんに接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（家きん運搬車両、集卵車両、飼料運搬車両、死亡鳥回収車両、排せつ物及び堆肥運搬車両等）の出入り、飲用水及び飼料の給与状況、関係者の渡航履歴、物品の移動、野鳥の飛来状況、野生動物の確認状況、気象条件等の疫学情報に関する網羅的な調査を、動物衛生研究所等の関係機関と連携して実施する。

2　小委の委員等の専門家から成る疫学調査チームは、１の調査が迅速かつ的確に行えるよう、必要な助言及び指導を行うとともに、調査の結果を踏まえ、原因の分析及び取りまとめを行う。

3　都道府県は、感染経路の究明のため、発生農場における患畜又は疑似患畜のと殺時までに、発症家きんの病変部位、発症家きんがいる場所等を鮮明に撮影する。また、動物衛生課と協議の上、発症していない家きんを含めて、飼養規模に応じた検査材料の採材を行う。

第17　その他

1　種鶏など遺伝的に重要な家きんを含め、畜産関係者の保有する家きんについて、個別の特例的な扱いは、一切行わない。畜産関係者は、このことを前提として、種鶏の分散配置などにより、日頃からリスク分散を図る。

2　都道府県は、終息後も、家きんの所有者や防疫措置従事者が精神的ストレスを持続している事例があることに鑑み、相談窓口の運営を継続するなど、きめ細やかな対応を行うよう努める。

3　農林水産省は、必要に応じ、本指針に基づく防疫措置の実施に当たっての留意事項を別に定める。

4　農林水産省は、防疫措置の改善に寄与する研究及び開発を強力に進め、その成果が出た場合は、本指針を速やかに見直す。

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第７２０３号

東京都八王子市三崎町４－14　関口ビル302・303号、商業登記簿上の本店所在地栃木県真岡市中郷339番地２

債務者　柳屋食品株式会社

代表者代表取締役　柳　　俊一

1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　長屋　憲一

4　破産債権の届出期間　平成27年９月24日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月19日午後２時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２２７号

東京都新宿区舟町６番地　石橋興業ビル３階、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区舟町６番地

債務者　株式会社プレゼンスウィル

代表者代表取締役　地引　淳志

1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　江森史麻子

4　破産債権の届出期間　平成27年９月24日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月19日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２３２号

東京都渋谷区神宮前２丁目16番９号　フタミビル502号室

債務者　株式会社ジャコメッティ

代表者代表取締役　永澤　成輝

1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　柿沼　真利

4　破産債権の届出期間　平成27年９月24日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月20日午後２時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２３４号

東京都新宿区高田馬場３丁目１番５号

債務者　有限会社ダッシュ

代表者代表取締役　松永　一生

1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　片岡　直輝

4　破産債権の届出期間　平成27年９月24日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月19日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２３７号

埼玉県春日部市大場991番地

債務者　有限会社水戸健康ランド

代表者代表取締役　山崎　　清

1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　深山　雅也

4　破産債権の届出期間　平成27年９月24日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月19日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２４７号

埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2525番地５

債務者　株式会社寺田美装

代表者代表取締役　寺田　純也

1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　星　　大介

4　破産債権の届出期間　平成27年９月24日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月19日午前10時

東京地方裁判所民事第20部